令和７年１月３０日

令和６年度第１０回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日　時　令和７年１月３０日（木）午前９時３０分
場　所　美浦村役場　３階　大会議室

日　　程

１　開会

２　報告事項
報告第１号　令和６年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について
報告第２号　美浦村多子世帯利用者負担額軽減事業実施要綱を廃止する要綱について
報告第３号　美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金交付要綱の制定について

３　その他

４　閉会

報告第１号

令和６年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について

上記について別紙のとおり報告する。

令和７年１月３０日提出

美浦村教育委員会教育長　　山　﨑　満　男

非公開案件

報告第２号

美浦村多子世帯利用者負担額軽減事業実施要綱を廃止する要綱について

上記について，下記のとおり報告する。

令和７年１月３０日

美浦村教育委員会教育長　　山　﨑　満　男

記

美浦村多子世帯利用者負担額軽減事業実施要綱を廃止する要綱

美浦村多子世帯利用者負担額軽減事業実施要綱（平成２９年美浦村教育委員会告示第３号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、告示の日から施行する。

報告第３号

美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金交付要綱の制定について

美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金交付要綱を別紙のように定める。

令和７年１月３０日

美浦村教育委員会教育長　　山　﨑　満　男

報告第３号　別紙

美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、子どもを２人以上持つ世帯における３歳未満児の利用者負担の軽減を図るため、予算の範囲内において美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付については、美浦村補助金等交付規則（平成２年美浦村規則第７号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 保育所　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３９条第１項に規定する施設をいう。

(2) 幼保連携型認定こども園　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する施設をいう。

(3) 幼稚園型認定こども園　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園で、認定こども園法第３条第２項第１号の施設として認定を受けている施設をいう。

(4) 保育所型認定こども園　法第３９条第１項に規定する保育所で、認定こども園法第３条第２項第２号の施設として認定を受けている施設をいう。

(5) 地域型保育事業を行う施設・事業所　法第６条の３第９項から第１２項までの事業を行う施設であって、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２９条第１項の規定による確認を受けた施設又は事業所をいう。

(6) 第２子　特定被監護者等（次条第１号に規定する児童の保護者（以下「支給認定保護者」という。）と生計を一にする場合であって、支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者又は支給認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）である子どもが２人以上いる世帯の２人目の子どもをいう。

(7) 第３子以降　特定被監護者等である子どもが３人以上いる世帯の３人目以降の子どもをいう。

(8) ３歳未満児　保育の実施がとられた年度の初日の前日において３歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で３歳に達した場合においても、その年度中に限り３歳未満児とみなすものとする。

(9) 利用者負担額　美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利

用者負担等に関する規則（令和元年美浦村教育委員会規則第１号。以下「規則」という。）第３条に規定する利用者負担額をいう。

（交付対象者）

第３条　この要綱による補助金の交付対象者は、次の各号のいずれの要件にも該当する児童の保護者とする。

(1) 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は地域型保育事業を行う施設・事業所へ入所している児童であること。

(2) 第２子又は第３子以降であり、かつ、３歳未満児であること。

(3) 第２子については、規則別表第１に規定する保育認定を受けた子どもの利用者負担額の表の階層区分中第４階層の一部（市町村民税の所得割課税額が５７，７００円以上（ひとり親等世帯（子ども・子育て支援法施行令第４条第４項に規定する要保護者等が属する世帯をいう。）にあっては、７７，１０１円以上）９７，０００円未満の世帯をいう。以下同じ。）に属する世帯又は第５階層に属する世帯の児童であること。

(4) 第３子以降については、規則別表第１に規定する保育認定を受けた子どもの利用者負担額の表の階層区分中第４階層の一部に属する世帯から第８階層に属する世帯の児童であること。

(5) 村内に住所を有し、かつ、当該年度及び過年度において利用者負担額の滞納がない世帯の児童であること。

(6) 村税、使用料及びその他の税外収入金の滞納がない世帯の児童であること。

２　前項の要件を全て満たす場合であっても、村が定める利用者負担額より低い額を負担している場合（事業所内保育事業を行う事業所等に入所し、従業員枠として事業所が独自に設定した額を負担している場合等）は、その負担額が、村が対象の子どもに対してこの事業により算定する額（以下「村の算定額」という。）以上の場合は、実際に負担している額から村の算定額を差し引いた額を軽減するものとし、それ以外の場合にはこの事業の対象外とする。

（交付額）

第４条　補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ該当各号に定める額とする。ただし、その額に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 交付対象者が第２子であるとき　当該児童に係る利用者負担額の２分の１に相当する額

(2) 交付対象者が第３子以降であるとき　当該児童に係る利用者負担額に相当する額

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）を村長に提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金交付決定通知書（様式第２号）又は、美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第７条　村長は、交付の決定を受けた申請者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたときは、当該補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この訓令は、告示の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

美浦村長　　様

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金交付申請書兼請求書

美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金交付要綱第５条の規定に基づき、下記児童にかかる　　年度美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金の交付を申請、請求します。

なお、支給の決定に当たり、戸籍、住民基本台帳、利用者負担額、村税、使用料及びその他の税外収入金の納付状況その他の必要な事項を調査することについて、同意します。

記

１　児童氏名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　　年　　月　　日

２　保育施設名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　入所年月日　　年　　月　　日

４　補助金申請額　　金　　円

５　家族状況（生計を一にする家族全員を記入）

氏　　名	生年月日	保護者との続柄	生計の同一
	年　月　日		有　・　無
	年　月　日		有　・　無
	年　月　日		有　・　無
	年　月　日		有　・　無
	年　月　日		有　・　無

６　補助金振込先金融機関等

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	当座・普通
ふりがな 口座名義人			

様式第２号（第６条関係）

美子第　　号
年　月　日

様

美浦村長　　印

美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった　　年度美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１　対象児童名

２　交付決定額　　円

３　交付対象期間　　年　月から　　年　月まで

様式第３号（第６条関係）

美子第　　号
年　月　日

様

美浦村長　　印

美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金不交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった　　年度美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので、美浦村多子世帯保育料軽減事業補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

不交付の理由